



本案は、置賜広域病院組合が病院事業に地方公営企業法の全部の規定を適用するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、この規約の一部変更にかかわって市の条例に関係するものはないのかとの質疑がなされ、健康課長からは、これから精査していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、現在建設中の豊田学童クラブについて12月中の完成を予定していることから、施設の所在地を変更するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、関連する条例の改正を一括して行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第41条に定められる運営推進会議は委員の業務の都合などにより欠席が多い場合、会議として成り立つのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、役割分担しながら対応しており、欠席などのないように心がけているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定地域密着型サービスは、原則長井市内の被保険者が対象となっているが、交流のある東京都大田区の被保険者を受け入れることは可能かとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、現在は難しいところであ

るが、今後とも指定地域密着型サービスについて検討していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第77号 置賜広域病院組合規約の一部変更についてから日程第10、議案第89号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第77号 置賜広域病院組合規約の一部変更についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第77号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第88号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は、厚生委員長報告のとおり決定い

たしました。

次に、日程第10、議案第89号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成28年第5回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案5件、請願1件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び当局関係者並びに市議会基本条例第5条第4項の規定に基づき、参考人として請願者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第81号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人置賜地域地場産業振興センターを指定管理者に指定し、長井市観光交流センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理者が運営していく中で、市民サービスを充実しながら中長期的な健全経営をするためには、長期的な視点で経営努力の指導をしていくべきだと思うがどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、指定管理者の経営努力によって経費の削減を図っていただきたいと考えているとの答弁を受けたところです。

また、産業参事からは、指定管理者制度でこの施設を管理し、平成29年から3年間の経営状況については、確実な評価を行い検証していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、収益の上がらない期間もあると思う。厳しい感覚を持って経営しなければならないと思うがどうかとの質疑がされ、産業参事からは、収益部門については収益をふやし、維持管理経費を賄っていけるような体制で頑張っていかなければならないと考えている。どうすればお客様に会場していただけるか、指定管理者としっかり協議していきたいと考えているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、指定管理者候補選定委員会の審査の中で指摘されている感染症の対策はどのように講じていくのかとの質疑がなされ、産業参事からは、今後、市と指定管理者で基本協定を締結する際に必要な事項を定めていきたいと考えていると答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 長井市新規就農及び移住定住促進基金条例の設定について申し上げます。

本案は、新規就農に伴う本市の移住定住の促進に要する経費を基金として積み立てるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、一番苦勞するのは営農技術の習得だと思っている。研修生として技術を習得する場合、作物によって技術は違っ